

漁業法第 31 条に基づく「くろまぐろ」の採捕の数量の公表について

漁業法第 31 条に基づき、本県の採捕の数量を公表します。

令和 5 年 6 月 8 日
長崎県知事 大石 賢吾

1. 特定水産資源の種類

くろまぐろ（30kg 以上の大型魚）（以下、「大型魚」という。）

2. 管理期間

令和 5 年 4 月から令和 6 年 3 月まで

3. 対象となる海区及び採捕の種類

壱岐海区の定置漁業

4. 壱岐海区の定置漁業の大型魚割当量に対する採捕の数量の率

（6 月 7 日までの暫定値）

71.2%

（	壱岐海区の定置漁業の大型魚採捕量	：	10.555 トン	）
	壱岐海区の定置漁業の大型魚割当量	：	14.827 トン	

5. 壱岐海区の定置漁業の大型魚割当量に対する採捕の数量の状態

7 割を超過（令和 5 年 6 月 7 日集計時点）